

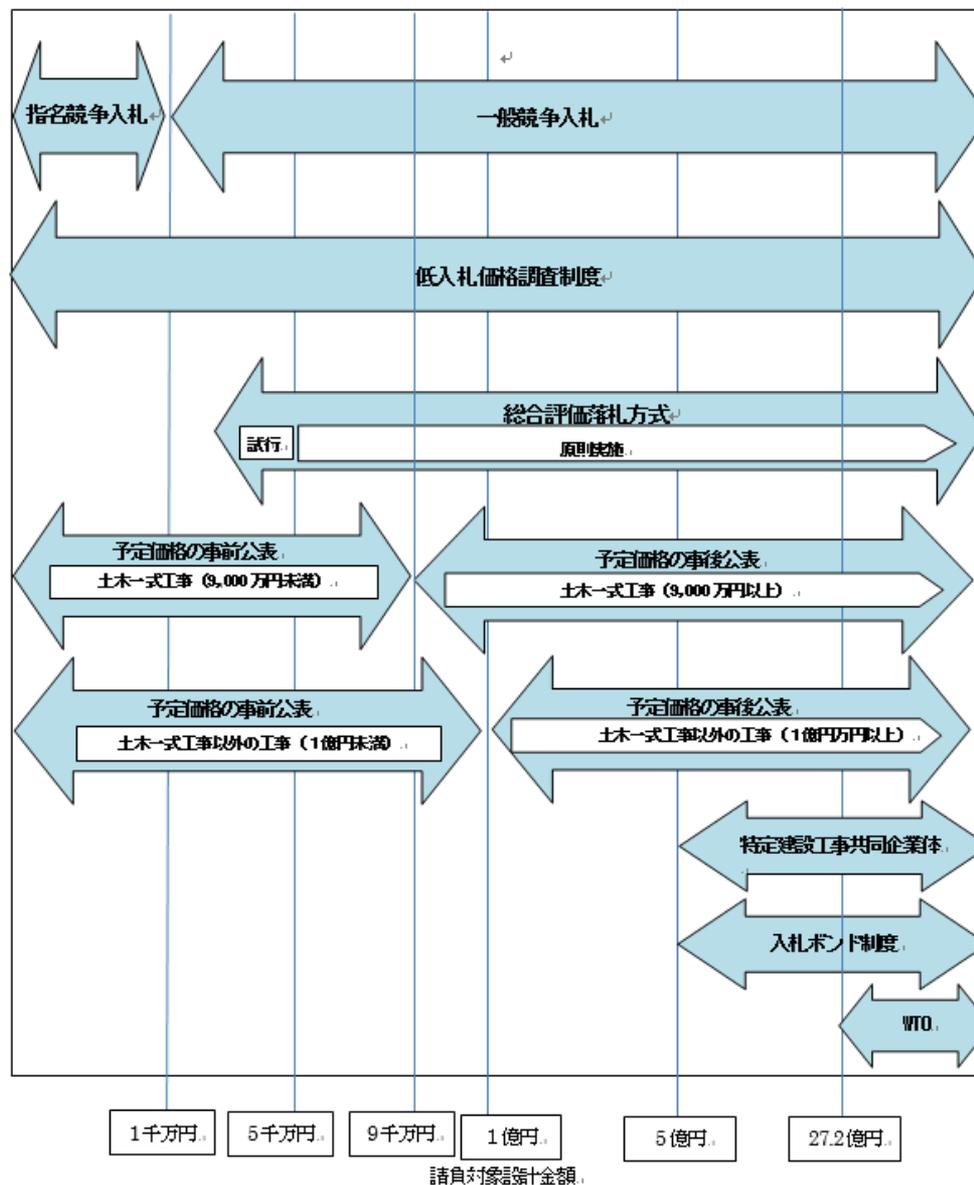
# 広島県の建設工事の低入札価格調査制度

---

令和7年6月

# 広島県の建設工事入札契約制度の概要

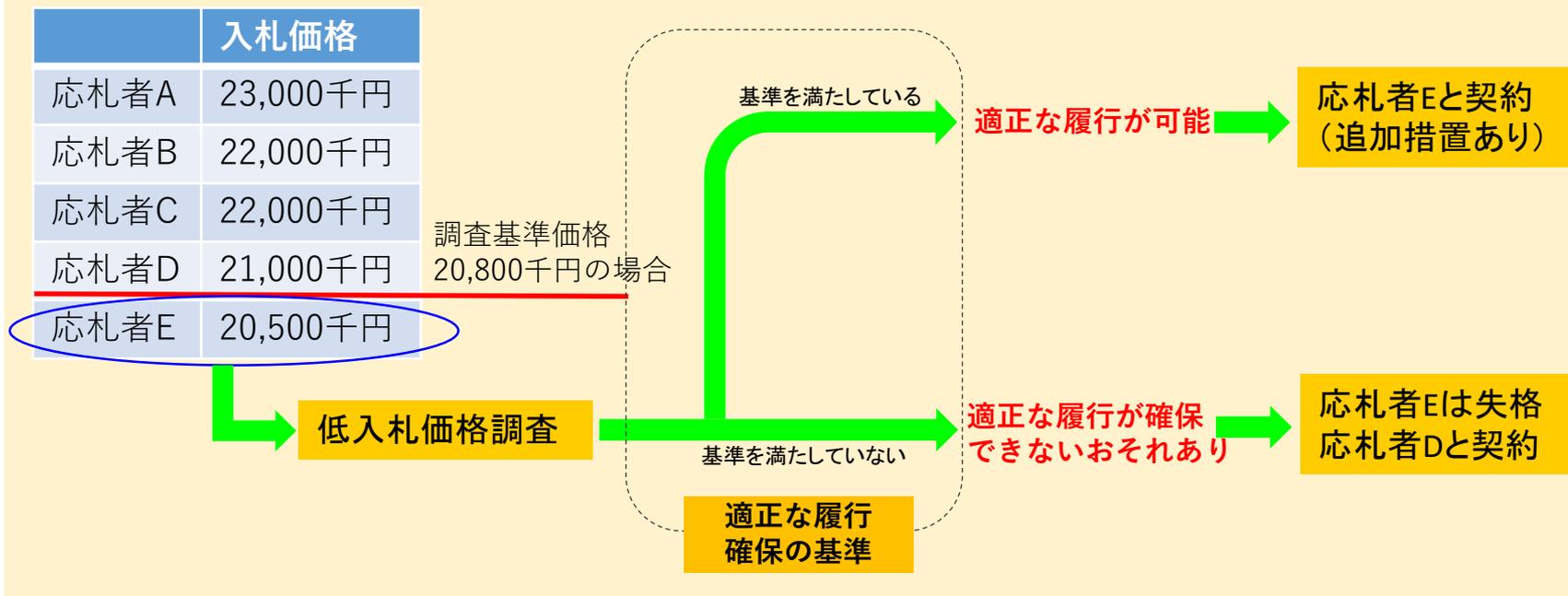
令和7年6月1日～



# 低入札価格調査制度の概要

- ◆ 競争入札は「最も入札価格の低い者」との契約が原則（←過度な競争によるダンピング受注の懸念）  
（総合評価落札方式の場合は「最も評価点の高い者」）
- ◆ 低入札価格調査制度の目的は、**ダンピング防止**のため、**調査基準価格を下回る入札があった場合に、契約内容の適正な履行が可能かどうかを調査**した上で落札者を決定  
（調査の結果、適正な履行が確保できない場合、当該者は失格）
- ◆ **低価格入札者と契約を行う場合**、工事目的物や業務成果の品質を確保するため、技術者の追加配置を求めるなどの**必要な措置を追加で求めている**

## 制度の適用イメージ



# 低入札価格調査制度の概要

## (調査基準価格)

- ◆ 契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準  
(この価格を下回った場合は低入札価格調査を実施)

## (適正な履行確保の基準)

- ◆ 低価格入札者が、契約内容に適合した履行が可能かどうかを判断するための基準  
(この基準を満たさない場合、当該入札者は失格となり契約締結しない)
- ◆ 工事費総額で失格とする基準価格(総額失格基準)と、下請等へのしわ寄せや安全対策の不徹底のおそれ、過去の工事成績などから総合的に判断する基準(基本的判断基準)を定めている

### 1 数値的判断基準

入札書に記載した価格が工事費総額で失格とする基準価格(総額失格基準価格)以上であること。

#### « 総額失格基準価格の設定 »

- ・ 有効な入札価格である入札参加者が5者以上の場合は、入札参加者の入札価格が正規分布となると仮定し、有効な入札価格の平均値から標準偏差を減じた額
- ・ 有効な入札価格である入札参加者が5者未満の場合は、有効な入札価格の平均の額の90%に相当する額

### 2 基本的判断基準

- ・ 低入札価格調査に際し誠実で協力的であること。
- ・ 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- ・ 工事の手抜き、下請け(予定者)へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと
- ・ 当該低価格入札の開札日から起算して過去2年間に県が引渡しを受けた県発注工事において、工事成績評点が65点未満の工事がない
- ・ 当該低価格入札の開札日から起算して過去2年間に、品質管理、安全管理、不適切な施工体制等又は下請業者・資材業者に対する代金の支払状況等に関し、指名除外(措置日を基準日とする。)を受けていない。  
(ただし、低価格入札により受注した県発注工事に関してなされたものに限る。)
- ・ 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条各項各号に規定する措置及び追加措置の履行が予定されていることが確認できること。

# 低価格入札者と契約する場合の措置

## 【建設工事】

項目	通常の契約の場合	低価格入札者と契約する場合	備考
契約保証の額	請負代金額の10分の1以上	請負代金額の10分の3以上	
契約解除に伴う 違約金	請負代金額の10分の1	請負代金額の10分の3	
契約不適合 責任期間	引き渡しから2年 (設備機器本体等の場合は1年)	引き渡しから4年 (設備機器本体等の場合は2年)	
技術者の追加配置	なし	監理技術者又は主任技術者と 同等程度の技術者を専任で1名配置	設計金額5,000万円以上
技術者と現場代理人 の兼務制限	なし	監理技術者又は主任技術者と 現場代理人の兼務禁止	設計金額5,000万円未満
施工体制等確認	なし	下請業者等への支払状況の 報告義務等	
工事完成後調査	なし	工事費内訳・下請への支払・労務者 確保等の実績、労務監査の受検	
施工中の労務監査	なし	施工中（進捗が概ね5割時点）の 労務監査の受検義務	重点調査を受けた場合 又は設計金額5億円以上 の場合
前金払いの額	請負代金額の10分の4以内	請負代金額の10分の2以内	重点調査を受けた場合 のみ
入札参加制限	なし	引き渡しまでの間の県発注工事等 への参加を制限	重点調査を受けた場合 のみ
第三者照査	なし	第三者による出来形管理 及び品質管理の照査の実施義務	重点調査を受けた場合 のみ

### 重点調査となる場合

- ① 予定価格の75%を下回る価格で入札した調査対象者
- ② 当該競争入札の開札時に、低価格入札者として請負契約を締結した他の工事を引渡す前である調査対象者

# 低入札価格調査制度の改正(変動型調査基準価格の導入)

## (見直しの背景)

- ◆ 改正前は、調査基準価格の算出方法を公表しており、同価格を目指した応札が行われた結果、くじ引きが多く発生するなど、**実行予算に基づく適切な積算が行われていない懸念**
- ◆ こうした中、県の入札における不正事案が発生したことを契機として、より公正性・公平性・透明性の高い競争入札を実現するため、**実行予算に基づく入札を促進する仕組みの整備が必要**

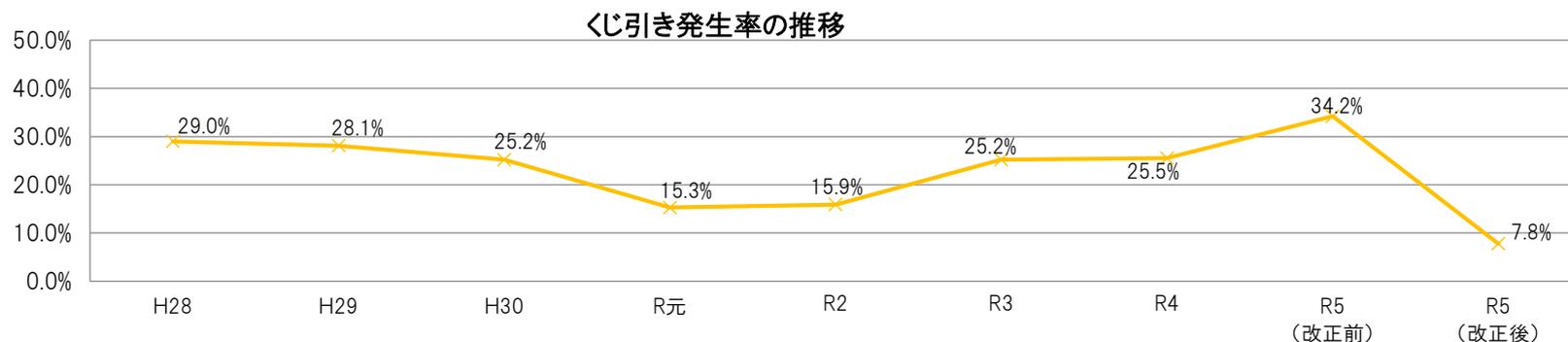


## 入札価格に応じて調査基準価格が変動する仕組みを導入 (R5.9~)

### (変動型調査基準価格のねらい)

- ◆ 事前に調査基準価格を特定できない仕組みとし、**実行予算に基づいた入札を促進**
- ◆ 市場性を反映(入札価格により変動)させることで、**個別工事の実態に応じた調査基準価格を設定**

調査基準価格を目指すのではなく、必要な経費を適正に積算した「**実行予算**」での応札



# 調査基準価格の算出方法

## 令和5年8月まで

### ◆ 予定価格の概ね 90%

#### ≪ 予定価格の概ね 90%とは ≫

予定価格算定の基礎となった額に 100 分の 90 を乗じ、100 万円以上の場合は 10 万円単位、100 万円未満の場合は 1 万円単位とし、端数を切り捨てた額

## 令和5年9月～(変動型の導入)

### ◆ 入札価格の平均額の概ね95%

(予定価格の82%～92%の範囲内 (測量建設コンサルタント等業務は82%～90%) )

## 令和6年7月16日～(変動型の見直し)

### ◆ 応札者が5者以上の場合 入札価格の平均価格－標準偏差 (0.5σ)

### ◆ 応札者が5者未満の場合 入札価格の平均額の概ね95%

(予定価格の82%～92%の範囲内 (測量建設コンサルタント等業務は82%～90%) )

## 令和7年6月1日～(下限値の引上げ)

予定価格の85%～92%の範囲内 (測量建設コンサルタント等業務は85%～90%)

※ 計算方法は令和6年7月16日改正時から変更なし

# 建設工事の落札率分布の推移(土木、農林発注分)

変動型導入前

変動型(導入)

変動型(見直し)

(R7.3.31時点)

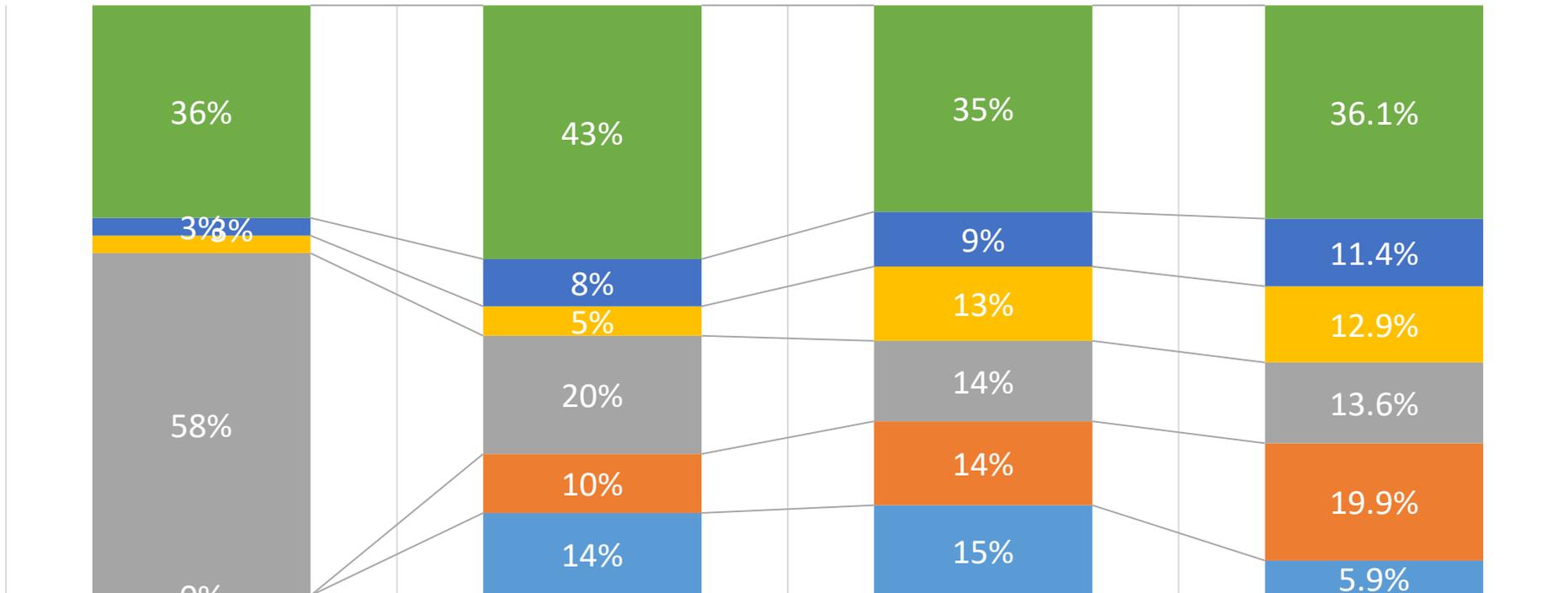
R5【改正前】  
(489件/93.2%)

R5【改正後】  
(554件/92.6%)

R6【～7/15開札】  
(183件/91.8%)

R6【7/16～開札】  
(690件/92.5%)

※82%未満1件(77.8%)



R5【改正前】

R5【改正後】

R6【～7/15開札】

R6【7/16～開札】

■ 82-85%

■ 85-88%

■ 88-90%

■ 90-92%

■ 92-95%

■ 95%以上